

平成22年1月28日

児童ポルノ流通防止協議会 御中

社団法人 電気通信事業者協会

「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体
運用ガイドライン(案)」に対する意見について

このたびは「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドライン(案)」(以下、「ガイドライン案」といいます。)について、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

児童ポルノについては、その製造時に個々の児童への著しい性的虐待を伴うことや被害児童に対する脅迫の道具として利用され得るという問題があるほか、児童ポルノがインターネット上に一旦流通した場合には、これを回収することは極めて困難であり、性的虐待の現場を永久に残し、被害児童の心を傷つけ続けることとなるという問題や児童ポルノの流通によって児童を性欲の対象として捉える風潮を助長するという問題がある点は、ガイドライン案の経緯に記載されたとおりと理解しております。

一方、私ども電気通信事業者は、憲法による表現の自由及び通信の秘密、これを踏まえた電気通信事業法において、通信の秘密の保護を求められております。

ガイドライン案では、ISPはブロッキングを利用目的として児童ポルノ掲載アドレスリストの提供を受けるものとされておりますが、ブロッキングの実施は利用者が行う全ての通信について、児童ポルノが掲載されているか否か検索を行うこととなる点や通信当事者の意思に反して一定の通信を遮断することとなる点、また、如何に精度の高いリストに基づくとしても、児童ポルノに係るURL情報等以外の適法な通信を遮断してしまう可能性を免れない点で電気通信事業法に抵触するおそれがあり、ひいては国民の表現の自由を阻害する懸念があります。

以上により私どもは、ガイドライン案に係る児童ポルノ掲載アドレスリストの利用やアドレスリスト作成管理団体の運用ガイドラインを検討するためには、法的課題の検討が必要不可欠と考えており、その検討によっては運用ガイドラインの在り方を見直す可能性もあることから、ガイドライン案の精査に当たってご配慮頂けますことを要望致します。

以 上